

横浜歴史研究会規約

制定 昭和 58 年 10 月 30 日

改正 平成 27 年 1 月 8 日

改正 平成 30 年 1 月 9 日

第一条 名 称

本会は横浜歴史研究会と称す。

第二条 事務所・所在地

本会の事務所は会長宅に置く。

第三条 目 的

本会は同好の同志が集まり、歴史の研究と学習のため研究成果の発表、討論、情報交換ならびに研究の支援協力を行い、相互啓発と向上を図ると共に、会員相互の交流の場として友好親睦を図ることを目的とする。

第四条 事業、運営

(事 業)

本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 定例の「会員研究発表会」の開催
- 2 研究会、講演会、親睦会、見学会、旅行会等の主催・共催または後援
- 3 会報の発行。なお、会報には会員の研究論文、調査資料、啓発・親睦記事等の掲載に努める。
- 4 会員の研究テーマに対する支援協力、情報交換など
- 5 図書、冊子、資料等の取次斡旋
- 6 その他、本会の目的を達成するための必要な事業や広報活動など

(運 営)

- 1 本会の運営は、横浜市の地域性と会員の希望や志向を十分に尊重しつつ運営を図る。
- 2 会員は、本会を実りある楽しい組織体に育成強化するため、運営に積極的な協力と支援をする。

第五条 会 員

- 1 横浜市に居住する歴史の愛好者
- 2 横浜市以外に居住する者で、本人の申出により入会した者
- 3 会員は随時入会または退会することが出来る。ただし年会費を未納した会員は資格を失う。
- 4 会員のなかで入会后 5 年以上経過し満 90 歳を迎えた会員は、永年会員として翌年より年会費を免除する。

第六条 会員の権利と義務

1 会員の権利

- (1) 会員は、第九条（総会）の総会に参加でき、また総会で意見・要望を申し出ることができる。
- (2) 会員は第四条（事業）の各事業に参加することができ、または利益を享受することができる。

2 会員の義務

- (1) 会員は年会費を納めなければならない。
- (2) 政治的行為の制限
会員は本会の活動において、別に定める規程の政治的目的をもって多数人の前で意見を述べる事、または会報などに投稿することはできない。
- (3) 宗教活動の制限
会員は本会の活動において、特定の宗教または宗教団体を支持し、またはこれに反対する目的をもって多数人の前で意見を述べる事、または会報などに投稿することはできない。

第七条 会員の表彰と処分

1 会員の表彰

会務に特に貢献した者に対しては表彰することができる。

2 会員の処分

会の名譽を著しく損なう行為ある者に対しては、制裁しまたは退会させることができる。

第八条 役員

1 本会に次の役員を置く。

名誉会長 1名、会長 1名、副会長 若干名、常任理事 若干名
理事 若干名、事務局長 1名、事務局次長 若干名、監事 2名
会計 1名

2 役員職掌

- (1) 名誉会長は会長歴任者とし会務を総理する。
- (2) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその代理をする。
- (4) 常任理事は会長の命を受け、常時担当の業務執行に当たる。
- (5) 理事は会長の命を受け、会務を執行する。
- (6) 事務局長は会長の命を受け、会の運営に関するすべての会務について常時執行に当たる。
- (7) 事務局次長は局長を補佐し円滑なる運営の業務に当たる。
- (8) 会計は会の会計事務を執行する。

(9) 監事は、会の事業および会計を監査しこれを総会に報告する。

3 役員の補充・選任

(1) 役員に欠員が生じたときは補充することができる。

(2) 役員の選任は役員会において候補者を選定し、総会の議決により決定する。

第九条 総会・役員会・名誉会議

(総会)

- 1 総会は本会の議決機関とし会長が招集する。総会は年1回とし、必要に応じ臨時に開くことができる。
- 2 総会は会長が議長となり、会長に事故あるときは副会長がその代理をする。
- 3 総会は委任状を含め会員の過半数の出席により成立し、議決は委任状を含め出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは議長が決する。
- 4 総会の議事については、議事録をつくり議事の経過結果を記載し、会長が承認のうえ事務局長が保管する。

(役員会)

- 1 役員会は、本会の円滑な運営をはかるため中心的な役割を担う。
- 2 役員会の構成は会長、副会長、常任理事、理事、事務局長、事務局次長、会計とする。
- 3 役員会は会長が招集しその議長となり、会長が事故あるときは副会長がその代行をする。
- 4 役員会は委任状を含め役員の過半数の出席により成立し、議決は委任状を含め出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは議長が決定する。
- 5 監事は役員会に出席し意見を述べることができる。ただし、意志決定に参加することはできない。
- 6 付議事項は次の通りとする。
 - (1) 総会へ提案する規約改正案の決定
 - (2) 本会運営上の重要案件の審議・決定。ただし、総会、名誉会議が決定するものは除く。
 - (3) 規程制定・改廃の決定
 - (4) 編集委員等の任免
- 7 役員会の決議事項は、定例の「会員研究発表会」などにおいて会長または副会長が報告し、議事録は事務局長が保管する。

(名誉会議)

- 1 必要に応じ名誉会議を設けることができる。
- 2 構成は名誉会長、会長、副会長、事務局長、常任理事とする。
- 3 付議事項は次の通りとし、決定は構成委員全員の賛成を要する。

- (1) 第七条 1 会員の表彰
- (2) 第七条 2 会員の処分
- (3) 付則第五条の弔意
- 4 決定事項は定例の「会員研究発表会」などにおいて会長または副会長が報告する。

第十条 顧問および相談役・先達

- 1 第八条の役員のほか顧問および相談役、先達を置くことができる。
- 2 顧問は諮問に対し見解を述べる役とするが、相談役、先達は会務に貢献顕著であった者に対する報奨の称号として贈ることができる。なお、相談役、先達は役員経験者とする。
- 3 顧問および相談役、先達の選任は、役員会において候補者を選定し総会の議決により決定する。

第十一条 会計

- 1 経費は会費・寄付金・および事業収入をもってあてる。
- 2 会費は年会費とし、別途定める金額を年度の当初に納入することを原則とする。
- 3 研究会・見学会等に必要な会場費・飲食代等は出席者の自己負担とする。
- 4 毎年会計年の予算・決算は、総会に報告し承認を受けなければならない。
- 5 郵便振替口座代表者の取扱は会計とする。
口座番号 00280-7-22414
- 6 会計年は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第十二条 改正

- 1 規約の改正は総会の承認を必要とする。
- 2 ただし年内において規約の改正を必要とする場合は、役員会の審議を経て臨時に施行をする事ができる。

〔 付 則 〕

第一条 本規約は昭和58年10月30日から施行する。

第二条 会費は年額 4,000円とする。但し、入会月に応じ、次の通りとする。
1月から3月の入会者は、4,000円、4月から6月の入会者は3,000円、
7月から9月の入会者は、2,000円、10月から12月の入会者は1,000円とする。

第三条 定例の研究会に出席する会員は、実費1,000円程度を負担する。

第四条 祝賀会、旅行等の特別事業は特別会計として処理する。

1 祝賀会および旅行費用の余剰金は、次回の準備金として繰越し処理する。

2 キャンセル料は、参加費用に下記の料率を掛けた金額とする。

(1) 祝賀会	: 実施日の2日～当日	60 %
	当日 (連絡無し)	実費
(2) 旅行	: 旅行日の7日～2日前	10 %
	前日	30 %
	当日	実費

なお端数金額は調整する。

(3) ただし業者が介在する場合は、その旅行業者の規定に従う。

(4) キャンセル料が本会の規定料率を超える場合は、実費清算とする。

第五条 弔意を表すのは次の通りとする。

会員 (原則として在籍5年以上) および関係団体役員の弔事には弔電を送る。

第六条 会務に関わる旅費規程は別途定める。

第七条 本改正規約は平成30年1月9日から施行する。

改正	昭和60年12月20日	昭和61年1月19日	昭和62年1月18日
	昭和63年1月17日	平成5年1月10日	平成6年1月9日
	平成8年1月27日	平成10年1月11日	平成11年1月10日
	平成18年1月9日	平成22年1月7日	平成24年1月10日
	平成25年1月8日	平成27年1月8日	平成30年1月9日

臨時改定：平成15年9月1日